

法務省刑総第880号
令和2年9月10日

弁護士 山中理司様

法務大臣 三好雅子



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	(1) 令和2年5月18日付け「検察庁法改正案の御再考を求める意見書」 (2) 令和2年5月19日付け「令和2年5月18日付け・検察庁法改正案の御再考を求める意見書別紙記載の元・特捜検事有志の追加について」
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号 令和2年7月17日、法務省刑総第730号 (2) 開示決定等をした者 法務大臣 三好雅子 (3) 決定の概要 特定の個人を識別することができる情報が記録されており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に該当するため、同法第9条第1項の規定に基づき、一部を不開示とした。
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和2年8月5日（令和2年8月7日受付） (2) 審査請求の趣旨 「本件部分開示決定を取り消す」との裁決を求めるもの。
4 諮問日・諒問番号	令和2年9月4日 令和2年（行情）諒問第450号

担当課等：法務省（刑事局総務課）

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL：03-3580-4111